

令和3・4年度今治市建設業者格付算定要領

1 格付

今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）第7条に規定する格付は、令和3・4年度今治市入札参加資格審査申請書に基づき、業種ごとに、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査の総合評定値（以下「経営事項審査の総合評定値」という。）（客観点数）及び工事成績等（主観点数）の加点・減点要素により格付総合評点を算出し、その点数に応じて別表1の格付基準により決定する。

ただし、経営事項審査の年間平均完成工事高が0円の業種は、格付総合評点にかかわらず最下級の格付とし、A等級の点数を満たしている一般建設業の許可業者は、B等級の格付とする。

2 格付の昇格・降格

算出された格付総合評点により前回の格付から2等級以上昇格するときは、1等級にとどめる。なお、降格については、制限はないものとする。

3 格付対象業者

格付は、市内に本店を有する業者を対象に実施する。

4 格付対象業種

格付を行う業種は、土木工事、建築工事、電気工事、管工事及び水道施設工事とする。

5 格付総合評点算出方法

格付総合評点は、次の算式により算出するものとする。

算 式

$$\text{格付総合評点} = \text{加点点数} - \text{減点点数}$$

6 加点点数

加点点数は次に掲げる要素により算出し、算出方法は別表3のとおりとする。

- (1) 経営事項審査の総合評定値
- (2) 技術者数
- (3) 市工事における工事成績
- (4) 市工事における完成工事高
- (5) ISO取得状況
- (6) 今治市との防災協定締結状況
- (7) 建設業労働災害防止協会加入状況
- (8) 障害者雇用状況
- (9) ワーク・ライフ・バランスへの取り組み状況

7 減点評点

減点評点は次に掲げる要素により算出し、減点評点の算出方法は別表3のとおりとする。

- (1) 指名停止措置
- (2) 建設業法に基づく監督処分

8 新規業者

新規業者は、最下級に格付する。

9 発注標準

建設工事を競争入札に付そうとするときは、別表2の発注標準により、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱第10条及び第11条の規定に基づき競争入札参加者を選定するものとする。

附 則（令和3年4月1日制定）

この要領は、令和3年4月1日から施行し、適用期間は、令和5年3月31日までとする。

別表 1

令和 3・4 年度 格付総合評点による格付基準

格付等級	土 木	建 築	電気・管・水道
A	660 点以上 (特定建設業の許可がある者に限る)	570 点以上 (特定建設業の許可がある者に限る)	550 点以上 (特定建設業の許可がある者に限る)
B	659 点以下 590 点以上	569 点以下 520 点以上	549 点以下 500 点以上
C	589 点以下 520 点以上	519 点以下 440 点以上	499 点以下
D	519 点以下	439 点以下	

別表 2

令和 3・4 年度 格付等級別発注標準

格付等級	土木・建築	電気・管・水道
A	全工事	全工事
B	5,000 万円未満	3,000 万円未満
C	3,000 万円未満	1,000 万円未満
D	1,000 万円未満	

別表 3

区分	算 出 方 法
加 点 評 点	<p>1 経営事項審査の総合評定値 経営事項審査の総合評定値に 0.7 を乗じた値とする。(小数点以下は切捨て)</p> <p>2 技術者数 次の基準により算出された合計点数を加点する。(合計点数の小数点以下は切上げ、100 点を超える場合には 100 点とする。)</p> <p>(1) 1 級技術者 1 人につき 2.5 点 (2) 基幹技能者 (登録基幹技能者講習を修了したものに限る。) 1 人につき 1.5 点 (3) 2 級技術者 1 人につき 1 点 (4) その他の技術者 1 人につき 0.5 点 (5) 監理技術者資格者の交付を受け、かつ直前 5 年以内に監理技術者講習を受講した者については、上記点数に加えて 1 人あたり 5.0 点を加点する。</p> <p>3 市工事における工事成績 (1) 工事成績評定を行った過去 2 年間の市工事 (竣工日が平成 31 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までのもので、かつ請負金額が 130 万円を超える工事) の業種別平均工事成績 (小数点以下は切捨て) に応じ、下記の基準により加点又は減点する。</p> <p>さらに、上記の市工事のうち、工事成績評定点が 80 点以上の工事がある場合は、1 件につき 10 点を加点する。また、60 点以上 65 点未満の工事がある場合は 1 件につき 10 点を、60 点未満の工事がある場合は 1 件につき 20 点を減点する。ただし、加点については、その合計点数が 50 点を超える場合は、50 点とし、減点については制限を設けない。</p> <p>なお、上記の成績については、特定建設工事共同企業体の成績を含むものとする。</p>

工事成績の基準

平均工事成績点	点 数
80 点以上	75 点
78 点～79 点	60 点
75 点～77 点	45 点
73 点～74 点	20 点
70 点～72 点	10 点
65 点～69 点	0 点
63 点～64 点	－15 点
60 点～62 点	－45 点
60 点未満	－75 点

4 市工事における完成工事高

過去2年間の市工事（竣工日が平成31年1月1日から令和2年12月31日までの工事）の業種別完成工事高に応じ、下記の基準により加点する。

なお、当該実績については、特定工事共同企業体の実績を含み、特定工事共同企業体の実績については、完成工事高に構成員それぞれの出資割合を乗じて得た金額（小数点以下四捨五入）を各構成員の完成工事高とする。

完成工事高の基準

完成工事高	点 数
3 億円以上	50 点
2 億 円～3 億 円未満	45 点
6 千万円～2 億 円未満	40 点
3 千万円～6 千万円未満	30 点
6 百万円～3 千万円未満	20 点
3 百万円～6 百万円未満	10 点
3 百万円未満	5 点
実績なし	0 点

5 I S O取得状況

建設業に関し I S O の 9000S 又は 14000S を取得しているときは、それぞれ 10 点を加算する。（両方の場合には 20 点）

6 今治市との防災協定締結状況

今治市と防災協定を締結している団体に加入しているときは、20 点を加点する。

	<p>7 建設業労働災害防止協会加入状況 建設業労働災害防止協会に加入しているときは、10点を加点する。</p> <p>8 障害者雇用状況 次のいずれかに該当する場合、10点を加点する。 (1) 障害者雇用を義務付けられている場合で、法定雇用率を達成しているとき (2) 障害者雇用を義務付けられていない場合で、障害者を雇用しているとき</p> <p>9 ワーク・ライフ・バランスへの取組み状況 次のいずれかに該当する場合、10点を加点する。 (1) 愛媛労働局の「一般事業主行動計画に基づく次世代育成支援対策取組企業認定」を受けているとき (2) 愛媛県の「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証」(旧「えひめ子育て応援企業認証」)を受けているとき</p>
減 点 評 点	<p>過去2年度間(平成31年4月1日から令和3年3月31日まで)に指名停止措置又は建設業法に基づく監督処分を受けているときは、次に示す当該処分ごとに定める点数の合計点数を減点する。</p> <p>1 指名停止措置(今治市が行った措置に限る。) 1か月につき10点</p> <p>2 建設業法に基づく監督処分 (1) 指 示 10点 (2) 営業停止 営業停止期間の日数に応じて、次のとおり減点する。 ア 10日未満…15点 イ 10～19日…20点 ウ 20～29日…25点 エ 30日以上…30点</p>